

○酒田市下水道事業工事等競争入札参加者審査会規程

(平成 17 年 11 月 1 日企業管理規程第 18 号)

改正 平成 22 年 3 月 24 日企業管理規程第 3 号 平成 27 年 6 月 1 日企業管理規程第 5 号
平成 28 年 3 月 18 日企業管理規程第 1 号 平成 29 年 3 月 29 日企業管理規程第 4 号
平成 30 年 5 月 1 日企業管理規程第 3 号 令和 2 年 3 月 17 日企業管理規程第 2 号
令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下水道課が発注する建設工事及び測量・設計・地質調査等の工事関連業務委託(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約を適正に行うために設置する酒田市下水道事業工事等競争入札参加者審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 前条の規定に基づき第 4 条に規定する事項について審査するため、審査会を設置する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

委員長	建設部長
副委員長	下水道主幹
委員	土木課長 整備課長 建築課長 下水道課長 委員長が必要と認める関係職員

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、市長部局との調整が必要であると認めたときは、市長部局の職員に委員として出席を求め、意見を聴くものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第 4 条 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額が酒田市契約規則(平成 17 年規則第 58 号。以下「規則」という。)第 30 条第 1 項に掲げる金額を超える建設工事等の競争入札又は随意契約の参加者の選定及び資格の審査に関すること。
- (2) 指名停止に関すること。
- (3) 低入札価格調査に関すること。

- (4) 等級別格付に関すること。
- (5) 工事成績評定の審議に関すること。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長が不在のときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名した委員が招集することができる。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員のうち、その半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、審査会の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(持ち回り協議)

第7条 緊急を要する建設工事等で、審査会を開催するいとまのない場合には、会議の開催を省略し持ち回りで委員長、副委員長及び各委員と協議して議事を決することができる。

(会議の非公開)

第8条 審査会は、非公開とする。

- 2 何人も審査会の審議内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会に関する庶務は、下水道課で行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会において協議の上定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日企業管理規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月1日企業管理規程第5号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
(酒田市水道事業低入札価格調査に関する規程の一部改正)

- 2 酒田市水道事業低入札価格調査に関する規程(平成17年企業管理規程第19号)の一部を次のように改める。 第6条第1項中「酒田市水道事業工事等指名競争入札参加者審査委員会(以下「指名審査会」という。)」を「酒田市水道事業工事等競争入札参加者審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同条第2項中「指名審査会」を「審査会」に改める。

附 則(平成28年3月18日企業管理規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日企業管理規程第4号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月1日企業管理規程第3号)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日企業管理規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月6日企業管理規程第1号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。